

## 網走市マスコットキャラクター「ニポネ」着ぐるみ貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は網走市キャラクター「ニポネ」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という）の貸出しに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(着ぐるみの権利)

第2条 着ぐるみに関する一切の権利は、網走市に属する。

(利用基準)

第3条 着ぐるみは、市の観光振興又は地域振興に寄与することを目的に利用するものとする。但し次の各号に該当するときは、貸出しを行わない。

- (1) 市の信用及び品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反する、又は反する恐れがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 着ぐるみの正しい利用方法に従って利用されないおそれのあるとき。
- (6) 着ぐるみを営利目的のみで利用するおそれのあるとき。

(利用申請等)

第4条 着ぐるみを利用しようとする者（以下「申込者」という。）はあらかじめ網走市マスコットキャラクター「ニポネ」着ぐるみ利用申込書（第1号様式。以下「利用申込書」という。）を網走市観光協会（以下「観光協会」）に提出し、その承認を受けなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市がその業務の目的で利用するとき。
- (2) 網走市立の小学校及び中学校が教育の目的で利用するとき。
- (3) 観光協会及び網走市物産協会が観光資源及び特産品を広く宣伝普及し、地域振興を図る目的で利用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めるとき。

2 前項の規定による申請は、利用しようとする日の3日前までにしなければならない。

(利用承認等)

第5条 観光協会は、前条の規定により利用申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、利用を承認するときは、申込者に網走市マスコットキャラクター「ニポネ」着ぐるみ利用承認通知書（第2号様式。以下「利用承認通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、観光協会は、利用条件を付することができる。

2 観光協会は、前項の規定による審査の結果、利用を承認しないときは、申込者に網走市マスコットキャラクター「ニポネ」着ぐるみ利用不承認通知書（第3号様式。以下「利用不承認通知書」という。）により通知するものとする。

(利用承認期間等)

第6条 利用承認期間は着ぐるみを利用する期間とし、5日間以内とする。

2 着ぐるみの借受け及び返却は、利用承認期間前後にすみやかに行うものとする。

(利用にかかる料金)

第7条 着ぐるみの利用料は、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第8条 着ぐるみの利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用承認を受けた内容にのみ利用し、観光協会が付した利用条件に従うこと。

(2) 利用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 貸出に伴う搬出及び搬入は、直接利用者が行うこと。

(4) 着ぐるみの改変等はしないこと。ただし、市が認めた場合はこの限りでない。

(5) キャラクター等のイメージを損なう利用をしないこと。

(6) 着ぐるみを破損または汚損した場合は、利用者の責任と負担により修理、修復をすること。修理又は修復が困難な状態までに破損した場合は、利用者が実費弁償すること。

2 前項の規定にかかわらず、観光協会が、着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、利用者はこれに従わなければならない。

(利用承認の取消し)

第9条 観光協会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは利用承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽または不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、観光協会が不相当と認めるとき

2 観光協会は、前項の規定により利用の承認を取り消したときは、その利用者に網走市マスコットキャラクター「ニポネ」着ぐるみ利用承認取消書（第4号様式。以下「利用承認取消書」という。）により通知するものとする。

3 第1項の規定により着ぐるみの利用承認を取り消された者は、利用承認取消書の通知があった日以後、着ぐるみを利用してはならない。

(責任の制限)

第10条 前条の規定により着ぐるみの利用承認を取り消した場合、利用者に損害が生じても、観光協会はその責めを負わない。

2 着ぐるみの利用によって利用者が受けた被害又は利用者が第三者に対して損害若しくは損失を与えた場合でも、観光協会は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

附 則

この要綱は、平成25年5月22日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

網走市マスコットキャラクター「ニポネ」利用申込書

年 月 日

網走市観光協会長 様

申請者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

㊞

網走市マスコットキャラクター「ニポネ」を次のとおり利用したいので、申請します。

<b>利用用途</b>	・着ぐるみ ・デザイン ・ふわふわ遊具
<b>利用場所</b>	
<b>貸出希望日</b>	年 月 日 :
<b>利用希望日時</b>	年 月 日 : ~ :
<b>返却日</b>	年 月 日 :
<b>連絡先</b>	担当者氏名 電話番号
<b>添付書類</b>	1 企画書等（開催日時、場所、内容が分かるもの） 2 その他参考となるもの

※着ぐるみ使用時の実施写真、デザイン使用物の完成品等の送付を必ずお願い致します。